

SOC in Pocket ~セキュリティおまかせ BOX~ サービス利用約款

第1条 本約款の目的と成立

- 1 SOC in Pocket ~セキュリティおまかせ BOX~ サービス利用約款（以下「本約款」という）は、NTTセキュリティ・ジャパン株式会社（以下「当社」という）が開発したサイバー攻撃対策商品「SOC in Pocket ~セキュリティおまかせ BOX~ サービス」（以下「本サービス」という）の利用条件を定めるものです。
- 2 本約款は、当社の Web サイト「<https://jp.security.ntt>」上に掲示します。
- 3 本サービスは、当社が選任した販売権者（以下「販売パートナー」という）が本サービス利用権を当社から購入し、販売パートナーが利用者に本サービス利用権を販売します。
- 4 利用者が販売パートナーから本サービス利用権を購入したときに、当社と利用者との間で本約款に基づく本サービスの利用契約が成立するものとします。また、利用者が本サービスを利用したときは、本約款の内容に同意したものとみなし、当社と利用者との間で本約款に基づく本サービスの利用契約が成立するものとします。
- 5 利用者は当社所定の必要事項を販売パートナー経由で届け出るものとします。届出内容に変更が生じた場合は、その旨を遅滞なく届け出るものとします。

第2条 定義

本約款において、次の用語の意味は次のとおりとします。

- (1) 「SOC in Pocket ~セキュリティおまかせ BOX~ サービス」又は「本サービス」とは、当社が開発したサイバー攻撃対策商品を意味します。
- (2) 「Cyber Threat Sensor（以下 CTS）アプリケーション」とは、当社の親会社 NTT セキュリティ・ホールディング株式会社が開発して著作権を保有する AI を用いたサイバー攻撃の脅威検知・分析・通知ソフトウェア及びそれに付随するマニュアル等のドキュメントを意味し、CTS アプリケーションには Security Operation Center（以下 SOC）の実装に必要な機能のうち、トラフィックやログの収集、分析、レポート作成、脅威検知ロジックやブラックリストなどのインテリジェンスが含まれており、当社が本約款に基づき販売パートナーを経由して利用者に提供します。
- (3) 「CTS ハードウェア」とは、CTS アプリケーションを実装した専用サーバを意味し、当社が一定の市販製品を調達し、本約款に基づき販売パートナーを経由して利用者に提供します。
- (4) 「CTS ポータル」とは、当社がエンドユーザー及び販売パートナーに提供するクラウド上の本サービス専用サイト「<https://app.cyberthreatsensor.io>」を意味します。
- (5) 「利用者」とは、販売パートナーから本サービス利用権を購入し、本約款に基づき本サービスを利用する法人を意味します。但し、利用者は、当社及び販売パートナーの書面による事前の承諾を得た場合は、会社法上の親子関係にある法人と共同して本サービスを利用

できるものとし、その場合、利用者は、当該法人に対し本約款を遵守させるものとし、当該法人の行為について本約款上の責任を負うものとし、

(6)「利用期間」とは、本サービス利用権の有効期間を意味します。

第3条 本サービスの内容

1 本サービスは、次の4つのサービスで構成されるものとし、その概要図は別紙1に記載のとおりです。

(1) CTS アプリケーションの利用サービス（脅威検知・分析・通知の全自動化サービス）

利用者が CTS ハードウェアを自社ネットワーク内に設置することにより、CTS アプリケーションがサイバー攻撃を 24 時間 365 日リアルタイムに自動検知・自動分析し、その脅威情報及び対策推奨事項を CTS ポータル・電子メール・スマホアプリで利用者に自動通知するサービスであり、その概要は別紙2に記載のとおりであり、詳細は本サービスの利用者向け仕様書および利用ガイドに記載のとおりです。

(2) インシデント対応支援サービス

利用者に通知した脅威情報及び対策推奨事項について、利用者からの問い合わせを受け付けて回答・助言し、インシデント解決・再発防止策の概要を提案し、利用者の要望に応じて専門事業者を紹介するサービスであり、その概要は別紙3に記載のとおりであり、詳細は本サービスの利用者向け仕様書および利用ガイドに記載のとおりです。

(3) CTS ハードウェアの貸与サービス

CTS アプリケーションを実装するための専用サーバを利用者に貸与するサービスであり、その概要は別紙4に記載のとおりであり、詳細は本サービスの利用者向け仕様書および利用ガイドに記載のとおりです。

(4) サイバーリスク保険の付帯サービス

本サービスには、利用者を被保険者とする一定の損害保険契約が当社と東京海上日動火災保険株式会社との間で締結されており、サイバー攻撃が発生した場合の原因調査費用、損害賠償費用、弁護士・コンサルティング会社への相談費用等が保険で補償される。その概要は別紙5に記載のとおりであり、詳細は販売パートナーが利用者に別途交付する東京海上日動火災保険株式会社作成の別冊資料に記載のとおりです。

2 本サービスの性能要件及び制約条件は本サービスの利用者向け仕様書および利用ガイドに記載のとおりです。

第4条 本サービスの利用許諾及び利用期間

1 当社は、販売パートナー経由で本サービス利用権を購入した利用者に対し、本約款に基づき、利用期間中に限り、本サービスを自社業務のために日本国内で使用することに限定した非独占的かつ譲渡不能の利用権を許諾します。

2 本サービスの利用期間は、CTS ハードウェアの納入完了日から1年間とします。但し、サイ

バーリスク保険の付帯の適用開始日は、東京海上日動火災保険株式会社作成の別冊資料に記載のとおりとします。

- 3 利用期間満了の2か月前までに、利用者が、販売パートナーを経由して当社に対し更新しない旨を書面で通知しない限り、本サービスの利用期間は自動的に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。
- 4 利用者が利用期間を更新しない場合、利用者は、利用期間の満了をもって本サービスの利用を終了し、CTS ハードウェアを当社所定の場所に遅滞なく返還するものとします。
- 5 利用者が利用期間中に本サービス利用契約を解除する場合（但し、当社の責に帰すべき事由により解除する場合及び第21条第2項により解除する場合を除く）、利用者は販売パートナーに対し、利用期間の残存期間分の利用料金総額に相当する違約金を解除日に一括して支払うものとします。利用者の責に帰すべき事由により、当社が利用期間中に本サービス利用契約を解除する場合も同様とします。

第5条 サポート

- 1 利用者は、本サービスの次の各利用過程において、通常の営業時間中（原則として、平日の9:00～17:00）、販売パートナーから一定のサポートを受けることができます。詳細は本サービス利用ガイドに記載のとおりであり、また、販売パートナーに確認してください。なお、サポートを受ける利用者の担当者は、予め登録した本サービス担当者1名とします。
 - （1）本サービスの新規導入時
 - （2）本サービスの運用中（インシデント発生時）
 - （3）CTS ハードウェアの故障時
 - （4）本サービスの不具合申告・利用方法等の問合せ時
 - （5）本サービスの利用終了・解約時
- 2 販売パートナーがサポートを提供できなくなった場合、当社又は当社の指定する者がサポート業務を承継して提供します。

第6条 利用者の責任

- 1 利用者は、CTS ハードウェアについて、次の事項を遵守するものとします。
 - （1）利用者は、当社から貸与される CTS ハードウェアを善良な管理者の注意義務をもって利用し管理すること。
 - （2）CTS ハードウェアが利用者の責に帰すべき事由により故障・毀損した場合、当社に生じる損害を補填するため、利用者は販売パートナーに対し相応の損害金を支払うこと。
 - （3）CTS ハードウェアが紛失・盗難した場合も前号と同様とすること。
 - （4）CTS ハードウェアの設置・交換・返還の際の設置・取り外し作業は、利用者の責任で行うものとし、その際に利用者の責に帰すべき事由により故障・毀損・紛失等が生じた場合も第2号と同様とすること。

- 2 利用者は、自己の判断と責任で次の事項を適切に処理するものとします。
 - (1) 本サービスを利用するために必要なスマートフォン・PC 端末、通信回線その他のネットワーク設備の保持・管理
 - (2) 本サービスを利用するためのID及びパスワードの管理
 - (3) CTS ポータル・電子メール・スマホアプリで利用者に通知される脅威情報及び対策推奨事項の閲覧・確認
 - (4) 本サービスの機能仕様、性能要件、制約条件、本サービス利用ガイドの遵守
 - (5) その他、本約款で当社又は販売パートナーの責務と明記されていない事項
- 3 利用者は、本サービスの利用にあたり、不正アクセス行為又は不正プログラムの送信等を行わず、また、公正利用と一般的に認められる範囲を逸脱して不相当な利用をしないものとします。
- 4 利用者は、本サービスの利用にあたり、販売パートナー又は第三者との間で何らかの紛争が生じた場合、その原因が当社の責に帰すべき場合を除き、自己の判断と責任で解決するものとし、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 5 次の場合、当社及び販売パートナーは、利用者に対し、本サービスの利用状況に関する情報提供を求めることができるものとします。
 - (1) 利用者の本約款遵守状況を調査確認する必要がある場合
 - (2) 本サービスの利用障害の予防又は回復のため必要がある場合
 - (3) 本サービスの技術的改良のため必要がある場合
 - (4) その他、当社が本サービスの円滑な実施のため必要と判断する場合

第7条 当社の責任

- 1 正常な作動環境において CTS アプリケーションを実装した CTS ハードウェアが本サービスの利用者向け仕様書又は利用ガイドに記載の機能仕様に合致して作動しないことが発見され、かつ、利用期間中にその旨が書面で利用者から販売パートナーへ通知された場合、当社及び販売パートナーは、それを交換するものとします。但し、その原因が次の場合は、この限りでなく、販売パートナー及び当社は、利用者に対し、その不具合の交換に要した費用を請求できるものとします。
 - (1) 利用者が CTS アプリケーション又は CTS ハードウェアを改変したこと。
 - (2) 利用者が本サービスの利用者向け仕様書又は利用ガイドに記載の使用条件（性能要件・制約条件を含む）と異なる状況下で本サービスを利用したこと。
 - (3) 利用者が通常の適切な利用方法を逸脱して本サービスを利用したこと。
 - (4) 利用者が本サービスを当社及び販売パートナー以外の者が提供するデータ、プログラム、製品又は物と結合して操作又は利用したこと。但し、本サービスの利用者向け仕様書又は利用ガイドに記載された指定機器との相互運用は除く。
 - (5) 上記のほか、通信障害・サイバー攻撃等の当社及び販売パートナーの責によらずして発

生じた事象が本サービスの正常な作動を妨げる原因であること。

2 前項の交換を実施する場合、前項但書きの場合を除き、販売パートナーは、利用者に対し、本サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態になる場合を含む）を当社が知った時刻を起算点としてその状態が継続した時間について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービス利用権の販売価格の金額を賠償するものとします。但し、CTS ハードウェアの交換に要する通常の時間（平日の 120 時間及び土曜日・日曜日・祝日の全時間とする）は、全く利用できない状態の時間に算入しないものとする。

3 第三者との間で本サービスの知的財産権に関して紛争が生じた場合は、以下のとおり処理するものとします。

（１）利用者は、第三者から本サービスが知的財産権を侵害する旨の警告又は訴訟を受けた場合は、速やかに販売パートナー及び当社に対し通知し、当社が行う権利防御等に必要な行為に協力するとともに、当該紛争の処理につき、乙の指示に従うものとします。

（２）当社は、その判断により、以下の手段を選択することができる。利用者は当社の選択に従うものとします。

① 本サービスを引き続き利用者に利用させる。

② 本サービスを同等の代替品と交換する。

③ 販売パートナーが利用者に対し、利用者が販売パートナーに支払った本サービス利用権の販売価格の金額（但し、利用期間の未経過残存期間に相当する金額とする）を返還して本契約を解除し、CTS アプリケーションを実装した CTS ハードウェアを回収する。

（３）利用者が前（１）及び（２）の規定を遵守した場合に限り、当社は、利用者に対し、当該紛争に関する確定判決又は和解に基づいて利用者が当該第三者に対し負担する賠償金を補償する。但し、補償額は、過去 1 年間に利用者が販売パートナーに支払った本サービス利用権の販売価格の金額を上限とします。

4 前項の規定は、紛争の原因が利用者の責に帰すべき事由である場合は適用しない。その場合、利用者は、自己の責任で紛争を解決し、当社及び販売パートナーにいかなる責任も負担させないものとします。

5 本条の規定は、利用者が本サービスを利用したこと又は利用できなかったことに起因する当社及び販売パートナーの一切の責任を規定したものであり、当社及び販売パートナーは、本条の責任以外には法律上の契約不適合責任並びに明示又は暗黙の保証責任を問わず、いかなる責任も負担しないものとします。

第 8 条 非保証

1 当社及び販売パートナーは、本サービスの正確性・完全性・安全性等について、いかなる保証も行わず、いかなる責任も負わないものとします。本サービスは、サイバー攻撃対策を支援するものであるが、サイバー攻撃を阻止・回避することを保証するものではありません。

- 2 当社及び販売パートナーは、本サービスが利用者の使用目的に適切又は有用であること、その作動が中断されないこと及びその作動に誤りがないことを保証するものではありません。
- 3 当社及び販売パートナーは、本サービス利用ガイドに記載の性能要件、制約条件、指定機器等以外での動作を保証しません。
- 4 当社及び販売パートナーは、本サービス（CTS アプリケーション及び CTS ハードウェアを含む）のバージョンアップ（機能向上・追加等）を提供する義務を負わず、これを保証しません。但し、当社がバージョンアップを行った場合、利用者に対し、追加料金なく提供します。
- 5 CTS ハードウェアは、当社が調達する市販サーバであり、販売パートナー及び当社は、同サーバが継続的に利用できることを含めていかなる保証もせず、いかなる責任も負わないものとします。利用者は、同サーバの仕様書、使用マニュアル、品質条件、品質保証書等に従って、これを利用するものとします。
- 6 本サービスに付帯するサイバーリスク保険は、東京海上日動火災保険株式会社が同社保険約款に基づき一定のサイバー攻撃に対し一定の補償給付の可否を判断するものであり、当社及び販売パートナーは保険給付についていかなる保証もしません。
- 7 本サービスは日本国内に限定して提供するサービスであり、当社及び販売パートナーは、日本国外での利用について、いかなる保証も行わず、いかなる責任も負わないものとします。

第9条 知的財産権の帰属

- 1 本サービス（CTS アプリケーション及び CTS ハードウェアを含む、以下本条において同じ）及びそれに関連して乙が提供する一切の著作物（マニュアル等のドキュメントを含む）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む、以下同じ）及び著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条の権利をいう、以下同じ）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する者に帰属します。
- 2 利用者は、本約款により本サービスを利用する権利を付与されたが、それ以外の本サービスに関するいかなる権利も取得するものではない。
- 3 利用者は、本サービスの提供物を次のとおり取り扱うものとします。
 - （1）複製・改変を行わず、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング等の行為をしないこと。
 - （2）営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - （3）当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示及び商標（社名、製品名、バージョン番号を含む）を変更又は削除しないこと。
- 4 当社及び販売パートナーは、利用者による本約款の遵守状況を調査するため、事前に利用者に通知し、利用者の立ち合いの上で営業時間中に、利用者の施設及び関係帳簿等を必要な範囲で調査することができるものとします。
- 5 本条の規定は、本契約終了後も効力を有するものとします。

第10条 守秘義務

- 1 当社及び利用者は、本サービスに関連して相手方から受領した相手方の販売上、技術上その他の業務上の秘密（以下「秘密情報」という）を善良な管理者の注意義務をもって厳正に管理し、本サービスのためにのみ使用するものとします。また、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示・漏洩しないものとします。
- 2 次の情報は秘密情報に該当しないものとします。
 - （1）受領時に公知の情報又は受領後に受領者の責によらずに公知となった情報
 - （2）受領前から既に保有していた情報
 - （3）受領した情報に依存せずに独自に開発・発見した情報
 - （4）正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- 3 当社及び利用者は、本契約の規定に基づいて秘密情報を委託先等の第三者に開示する場合、第三者に対して本条と同等の守秘義務を課すものとし、その遵守につき第三者と連帯して責任を負うものとします。
- 4 本契約が期間満了又は解除により終了した場合並びに相手方から秘密情報の返還を求められた場合、当社及び利用者は、秘密情報の使用を直ちに中止し、受領した秘密情報を速やかに相手方に返還し、または相手方の指示に従って廃棄処分するものとします。受領した秘密情報の複製物についても同様とします。
- 5 本条の規定は、本契約終了後も5年間効力を有するものとします。

第11条 個人情報の保護

- 1 当社及び利用者は、本約款に関連して取り扱う相手方の関係者（取引先を含む）の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、以下のとおり個人情報を取り扱うものとします。
 - （1）各自の雇用する従業員に対し教育啓蒙活動を実施し、個人情報を取り扱う部門ごとに管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めること。
 - （2）自動処理システムに格納された個人情報については、合理的な技術的施策をとることにより、個人情報への不正な侵入、個人情報の紛失、改ざん、漏洩等の危険防止に努めること。
 - （3）個人情報は本約款に関する義務の履行又は履行請求並びにこれに付帯関連する業務（本約款の規定に基づく第三者への委託業務を含む）に必要な範囲（第三者に対する情報提供も含む）でのみ使用するものとする。但し、関係法令で許容される事由に該当する場合は、許容された範囲で使用できるものとする。
- 2 本サービスに関連して取り扱う個人情報の漏洩等の事態が発生した場合、その責を負うべき当事者の責任と費用負担でこれを解決するものとする。

第12条 利用者の公開

当社は、事前に利用者の承諾を得た上で、本サービスの利用者の氏名及び利用実績（但し、利用者の業務上の秘密に属する事項は除く）を公表することができるものとします。

第13条 本サービス利用契約の有効期間

本約款に基づく本サービス利用契約は、本契約に別段の定めがある場合を除き、利用期間中に限り、有効に存続するものとします。

第14条 本サービスの提供停止

- 1 当社は、次の場合には本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 - （1）当社の設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
 - （2）天災、事変、通信障害、その他非常事態が発生し又は発生するおそれがあるとき。
 - （3）本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難となったとき。
 - （4）法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが困難となったとき。
 - （5）当社の設備等を不正アクセス行為から防御するため必要なとき。
- 2 当社は、前項に基づいて本サービスの全部又は一部の提供を停止するときは、緊急でやむを得ない場合を除き、①停止する理由、②中止する日時及び期間を、当社の Web サイト「<https://jp.security.ntt>」上で利用者に通知するものとします。
- 3 本条に基づく本サービスの提供停止があったとしても、利用者は停止期間中の本サービス利用料金の支払を要するものとします。また、当社は、本条に基づく本サービスの提供停止に関して、利用者又は第三者に発生する損害について責任を負わないものとします。

第15条 本サービスの終了

- 1 当社は、当社の都合により本サービスの全部又は一部を終了することができるものとします。
- 2 当社が本サービスの全部又は一部を終了するときは、2か月前までに、当社の Web サイト「<https://jp.security.ntt>」上で利用者に通知します。
- 3 当社が本サービスの全部又は一部を終了したときは、本サービスの全部又は一部に係る当社と利用者との本サービスの利用契約は終了するものとします。
- 4 当社は、本サービスの全部又は一部の終了に伴って、利用者又は第三者に発生する損害について責任を負わないものとします。但し、販売パートナーは、利用者に対し、利用者が販売パートナーに支払った本サービス利用権の販売価格の金額（但し、利用期間の未経過残存期間に相当する金額とする）を返還するものとします。

第16条 本サービスの利用契約の解除

当社及び利用者は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即

時に本サービスの利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- (1) 本約款の規定に違反し、当該違反の性質又は状況に照らし、違反を是正することが困難であるとき。
- (2) 本約款の規定に違反し、当該違反の性質又は状況に照らし、違反を是正してもなお本契約の目的を達成することが困難であるとき。
- (3) 本約款に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないとき。
- (4) 正当な理由なく本約款に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (5) 次のいずれかに該当するとき。
 - ① 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき。
 - ② 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。
 - ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤ 自らを債務者とする仮差押え、仮処分もしくは差押えの命令、通知が発送されたとき、競売の申立があったとき、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) 相手方に対する詐術その他背信的行為があったとき、又は相手方に重大な危害または損害をおよぼしたとき。

第17条 本サービスの利用契約終了の効果

本サービスの利用契約が期間満了又は解除により終了した場合、以下のとおり処理します。

- (1) 利用者は、本サービスの利用を終了し、CTS ハードウェアを遅滞なく当社に返還するものとします。返還に要する送料は利用者の負担とします。
- (2) 本約款に別段の定めがある場合を除き、理由の如何を問わず、利用者は既に支払済みの本サービス利用権の販売価格の金額を返還されないものとします。

第18条 損害賠償

- 1 当社及び利用者は、本約款に違反した場合、本サービスの利用契約が解除されたか否かにかかわらず、それにより相手方が現実には被った通常の直接損害を賠償する責任を負うものとします。
- 2 本約款に別段の定めがある場合を除き、賠償の累積額は、過去1年間に利用者が販売パートナーに支払った本サービス利用権の販売価格の金額を上限とします。但し、故意又は重過失がある場合並びに第9条（知的財産権の帰属）及び第10条（守秘義務）違反の場合は、この限りでないものとします。
- 3 当社及び利用者は、いかなる場合にも、自己の責めに帰すことのできない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、間接的損害、派生的損害、逸失利益、デ

ータ及びプログラム等の無体物に生じた損害並びに第三者からの損害賠償請求に基づく損害については、互いに賠償責任を負わないものとします。

第19条 権利義務の譲渡制限

当社及び利用者は、相手方の書面による事前承諾を得ずに、本サービスの利用契約並びに本サービスの利用契約に基づく権利及び義務を第三者へ譲渡し、又は質権その他の担保権の目的とすることはできません。これに違反する行為は無効とします。

第20条 不可抗力

- 1 当社及び利用者は、地震、火災、戦争、暴動、パンデミック、政府の規制・命令、商用電力の供給停止、交通障害、通信障害、労働争議等その他、自己の管理支配を超える事由に起因する本契約上の債務不履行については、互いに免責されるものとします。
- 2 前項の事由が発生した場合、当社及び使用者は、その旨を直ちに販売パートナーに通知し、互いに誠意をもって対応策を協議し解決を図るものとします。

第21条 本約款の変更

- 1 当社は、本約款の目的に反しない範囲で、必要に応じて、本約款の内容（本サービスの機能仕様、性能要件、制約条件、本サービスの利用者向け仕様書又は利用ガイドの内容を含む）を変更できるものとします。本約款が、民法第548条の2以下の規定の適用を受けるとき、その変更は、同法第548条の4の規定を根拠とします。当社は、かかる変更をするとき、次の各号の事項を、緊急でやむを得ない場合を除き、当社の指定する変更効力発生日の少なくとも1週間前までに、当社のWebサイト「<https://jp.security.ntt>」上で利用者に通知するものとします。
 - ①本約款を変更する旨
 - ②変更後の本約款の内容
 - ③変更の効力発生日
- 2 前項の場合、利用者は本契約を解除できるものとします。その場合、販売パートナーは、利用者に対し、利用者が販売パートナーに支払った本サービス利用権の販売価格の金額（但し、利用期間の未経過残存期間に相当する金額とする）を返還するものとします。

第22条 反社会勢力の排除

- 1 当社及び利用者は、相手方に対し、現在及び将来において、次の各号を表明し、保証するものとします。
 - （1）当社及び利用者（その役員及び従業員を含む。以下、本条において同じ）は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。
 - （2）当社及び利用者が、自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為並びに他人の名誉、信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為を行わないこと

- 2 当社及び利用者は、相手方が前項に違反していると客観的事実に基づき合理的に判断した場合は、相手方に対して速やかにその違反状態の解消を求めることができる。それでもなおその違反状態が解消しないと違反状態の解消を求めた当事者が判断したときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 3 前項の場合、解除を行った当事者に損害が生じた場合は、その相手方がその損害を賠償するものとする。また、解除の相手方に損害が生じたとしても、解除を行った当事者は賠償責任を負わないものとする。

第23条. その他

- 1 本約款の条項又は本約款に定めのない事項について紛議等が生じた場合には、当社及び利用者は互いに誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本約款に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。
- 3 本契約は日本国法に準拠し、日本国法に従って解釈されるものとします。

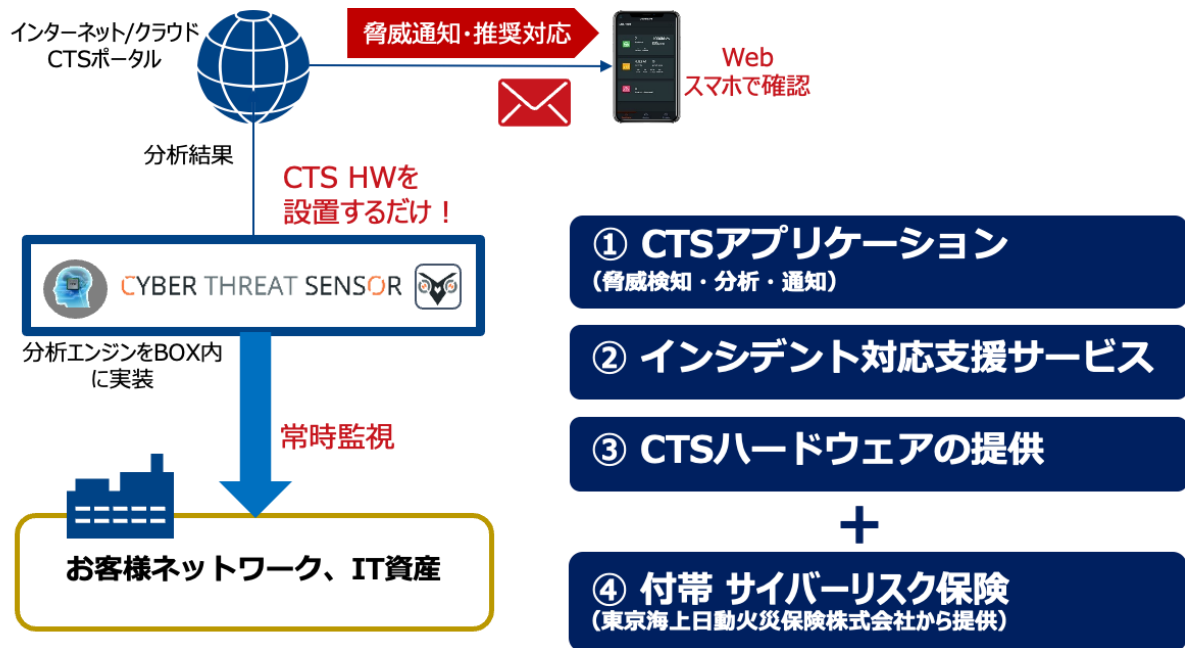
2025 年 01 月 20 日

東京都千代田区外神田4丁目14番1号 秋葉原 UDX
N T Tセキュリティ・ジャパン株式会社
代表取締役社長 関根 太郎

(別紙1)

本サービスの概要図

本サービスの概要図は次のとおりである。



(別紙2)

CTS アプリケーションの利用サービス (脅威検知・分析・通知の全自動化サービス) の概要

1 機能仕様 (提供機能)

(1) CTS アプリケーション (CTS ハードウェアに実装)

- ①IDS 機能
- ②リアルタイム相関分析エンジン (AI 活用) を内蔵 (当社の独自開発)
- ③当社の SOC の独自ラボにて SIEM 検知ロジック・カスタムシグネチャを随時更新・提供
- ④当社の脅威インテリジェンス (攻撃手法の特徴分析等) とシステム連携

(2) CTS ポータル (クラウド)

- ①ダッシュボード (検知状況のサマリ)
- ②分析アラートの通知 (メール通知、スマホ通知)
- ③分析アラートの確認、脅威の説明、推奨事項
- ④分析アラートの保存
- ⑤デバイス稼働状況の確認
- ⑥ポータルアクセスのユーザ管理

2 提供条件

(1) サービス提供時間: 24 時間 365 日

(2) 通知手段:

通知方法	通知方法	対応言語
CTS ポータル	Web 閲覧	英語・日本語
電子メール	メール送信	英語
スマホアプリ	Push 通知、Web 閲覧	英語・日本語

(3) 利用者の推奨条件

利用者は、本サービスで通知した脅威に対し有効な対処を行うため、インターネット境界 (GW) に次のいずれかの対策を実施していることを推奨する。

- ①UTM (URL フィルタリング機能つき) を導入していること
- ②FW と Proxy をセットで導入していること

上記対策を実施していない利用者が本サービスにより攻撃を受けたことが判明した場合、当社は、販売パートナーを経由して、利用者に対し、上記対策の導入等を提案する。

(4) 性能要件・制約条件

本サービスは、利用者の業種・業態・規模及びサイバー攻撃の標的化傾向等の市場環境を考慮して設計されており、次の制約事項がある。

- ①CTS ハードウェア 1 台あたりの監視帯域は 1Gbps まで
- ②CTS ハードウェア 1 台あたりの監視端末数の目安は、最大で 1000 台程度
- ③本サービス利用料金は監視対象端末数（分析対象ログの容量）を基準とすること

3 検知可能な脅威の内容

CTS アラートでレポートされる各種不正通信（現時点の主なもの）

分類	各種不正通信
偵察通信	偵察行為のアクセス
不正サイトアクセス	転送先サイトへのアクセス
	改ざんされたサイトへのアクセス
	悪性広告サイトへのアクセス
	ブラウザの脆弱性を狙う攻撃サイトへのアクセス
	ブラウザ情報調査サイトへのアクセス
不正なファイルのダウンロード	マルウェアのダウンロード通信
	Exploit kit 攻撃コードのダウンロード通信
マルウェア通信	C & C 通信 ランサムウェアの通信 感染拡大（横展開）の通信
不審な通信	ToR 利用による通信 （ToR は、インターネット上で匿名性を保つために使用される無料のソフトウェア）

4 アラートの内容（CTS ポータル）

分析された脅威の一連の不正通信、脅威情報、推奨事項について報告する。

詳細は本サービス利用ガイドに記載のとおり。

(別紙3)

インシデント対応支援サービスの概要

1 提供サービス

(1) 利用者からの問合せ

CTS ポータルの通知内容について、利用者から問合せを受けた場合、問合せの受付・調査・回答・助言を行う。

(2) 一次受付窓口（甲）の対応

①販売パートナーは、当社（サービス主管）が別途配布するヒアリングシートに基づき、利用者にヒアリングを行う。

②販売パートナーは、ヒアリングの結果に基づき、対応可能な回答を行う。

③販売パートナーが回答できない又は不十分と判断した場合、二次受付窓口（当社又は当社指定の専門業者）へエスカレーションする。その際、ヒアリングシートを二次受付窓口と共有する。

(3) 二次受付窓口（当社又は当社指定の専門業者）の対応

①一次受付窓口からエスカレーション連絡を受領し、対応を開始する。

②利用者にヒアリングを行う。必要に応じて、利用者に依頼して、構成管理情報の詳細、被疑対象機器のログを入手する場合がある。

③CTS ポータルから利用者に通知された内容及び CTS ポータルの管理画面から確認できる脅威・推奨事項に関する詳細情報（利用者には非公開）、攻撃工程の進み具合を確認する。

④入手した情報を分析の上、インシデント対応状況を整理し、利用者に報告する。

その際、インシデント解決・再発防止策の概要についてご提案する。

⑤提案した内容について、利用者の要望がある場合、専門事業者をご紹介します。

但し、インシデントに対する復旧作業は本サービスの対象外であり、当社は紹介する専門事業者と利用者との契約には関与しない。

⑥サイバーリスク保険が適用される場合は、利用者が東京海上日動火災保険株式会社に申請する。

(4) 想定される問合せ内容の例は次のとおり。

①CTS ポータルから通知された内容がわからない。

- ・提供される情報が英語なので日本語で教えてほしい
- ・脅威情報や対策推奨事項の内容について、どういう意味なのかが知りたい。

②CTS ポータルから通知された脅威情報に関する影響度について助言してほしい。

- ・脅威は自社に影響があるかないか、ある場合にはどういう影響があるか

③CTS ポータルから通知された推奨事項について助言してほしい。

- ・自社としてどう取り組めば良いか。

2 提供条件

(1) 受付時間：平日 9:00～17:00

休日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始 12/28-1/4

(2) 受付手段：電話受付及びメールによる受付（日本語のみ）

(3) 問合せ対象者：パラメーターシートに記載された利用者の本サービス担当者を対象とする。

問合せの際に、利用者及び本サービス担当者の本人確認を行う。

本サービス担当者以外からの問合せの場合、受付及び回答ができない場合がある。

(4) 回答方法

①回答リードタイム（努力目標）：翌営業日への一次回答

②回答手段：電話、メール、オンライン会議による回答

なお、一次受付窓口では、電話のみの回答となる。

(別紙 4)

CTS ハードウェアの貸与サービスの概要

1 ハードウェアの貸与

- (1) 当社は、利用期間中に限り、CTS アプリケーションを実装するための専用サーバを利用者に貸与する。
- (2) 専用サーバは当社が一定の市販製品を調達する。利用者に貸与するハードウェアのスペック・メーカー・製品名等は当社の判断で随時決定する。新品とは限らない。
- (3) 利用者は当社が販売パートナー経由で提供する専用サーバのみを利用するものとし、それ以外の機器は利用できない。
- (4) 利用者はハードウェアを善良な管理者の注意をもって利用・管理するものとする。ハードウェアが利用者の責に帰すべき事由により故障・毀損した場合、当社に生じる損害を補填するため、利用者は販売パートナーに対し相応の損害金を支払うものとする。
- (5) ハードウェアが紛失・盗難した場合も(4)と同様とする。
- (6) ハードウェアの設置・交換・返還の際の設置・取り外し作業は、利用者の責任で行うものとし、その際に利用者の責に帰すべき事由により故障・毀損・紛失等が生じた場合も上記と(4)と同様とする。

2 CTS ハードウェアの納入・設置

- (1) 当社が調達した CTS ハードウェアは、HW ベンダーが CTS アプリケーションをキッティングし、利用者へ納入する。
- (2) 予定納期は、販売パートナーが、利用者の希望を聞き、次の点を考慮した上で、利用者へ提示する。
 - ①ハードウェアの調達状況
 - ②HW ベンダーのキッティング及び配送作業状況
 - ③本サービスのサービス開始リードタイム
- (3) 納入された CTS ハードウェアは、利用者自身が設置し、必要な NW 機器の設定変更等の作業を行う。利用者は、販売パートナーが別途定める CTS ハードウェア導入支援料金を支払って、販売パートナーからサポートを受けることができる。
- (4) 利用者は、販売パートナーの提示するパラメーターシートを適切に記入し、販売パートナーを経由して当社に提出する。
- (5) 当社はパラメーターシートに基づき CTS ポータル側での登録作業を行う。
- (6) 当社は CTS ハードウェアから CTS ポータルヘデータ収集が行われていることの確認(正常性の確認)を行う。

3 CTS ハードウェアの交換

- (1) CTS ハードウェアが故障した場合、機器交換対応を行う。

故障の原因が利用者の不適切な利用等に起因する場合、利用者は販売パートナーに対し相応の損害金を支払うものとする。故障原因の判断及び切り分け作業は、一次的には販売パートナーが行い、最終的には当社が行う。

- (2) CTS ハードウェアが紛失・盗難の場合も同様とする。
- (3) CTS ハードウェアのメンテナンスにあたり、リモートでのアップデートができない場合、CTS ハードウェアの交換を行う。メンテナンス実施の要否は、当社が決定する。
- (4) 故障機の取り外し、代替機の取付けは、利用者自身が行う。

4 本サービス利用終了時の CTS ハードウェアの返還

- (1) 本サービスの利用終了時には、当社は CTS ポータルから利用停止作業を行う。
- (2) CTS ハードウェアの取り外しは、利用者自身が行う。
- (3) 本サービスの利用終了後速やかに、利用者は、CTS ハードウェアを当社所定の場所に返還するものとする。正当な事由なく返還が遅延する場合、利用者は販売パートナーに対し相応の損害金を支払うものとする。なお、返還に要する送料は利用者の負担とする。
- (4) 返還期された CTS ハードウェアに破損等が存在する場合あるいは紛失等により返還されない場合、当社に生じる損害を補填するため、利用者は販売パートナーに対し相応の損害金を支払うものとする。

5 利用者の責任

- (1) CTS ハードウェアの紛失・盗難により利用者の機密情報等が第三者に漏えいした場合でも、販売パートナー及び当社（その委託先を含む）は一切責任を負わない。
- (2) CTS ハードウェアの紛失・盗難により、本サービスの秘密情報等が第三者に漏えいした場合、当社に生じる損害を補填するため、利用者は販売パートナーに対し相応の損害金を支払うものとする。

(別紙 5)

サイバーリスク保険の付帯サービスの概要

1 サービス内容

本サービスの利用法人には、サイバー攻撃を補償内容とする保険が提供される。この保険は、当社を「保険契約者」、東京海上日動火災保険株式会社を「保険者」、本サービスを利用する法人を「被保険者」とする第三者のためにする損害保険契約（保険法第 8 条）である。

この保険により、サイバー攻撃が発生した場合の原因調査費用、損害賠償費用、弁護士やコンサルティング会社への相談費用等が補償される。なお、保険の適用日は、本サービス利用開始日の属する月の翌月 1 日からである。

保険概要は下記のとおりであり、詳細は東京海上日動火災保険株式会社が作成の別冊資料に記載のとおりである。

サイバーリスク保険の付帯 ～補償内容～

SOC in Pocket サービスの導入企業において情報漏えいや不正アクセス等に起因するセキュリティ事故が発生した場合、当該法人に生じる原因調査費用や損害賠償費用、弁護士などへの相談費用等を 1 企業あたり最大300万円まで補償します。SOC in Pocket サービスご利用開始の翌月1日より補償が開始されます。



損害賠償責任
に関する補償

SOC in Pocket サービスの導入企業が自社ネットワークの所有・使用・管理等に起因して発生した他人の事業の休止または阻害や情報漏えい等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



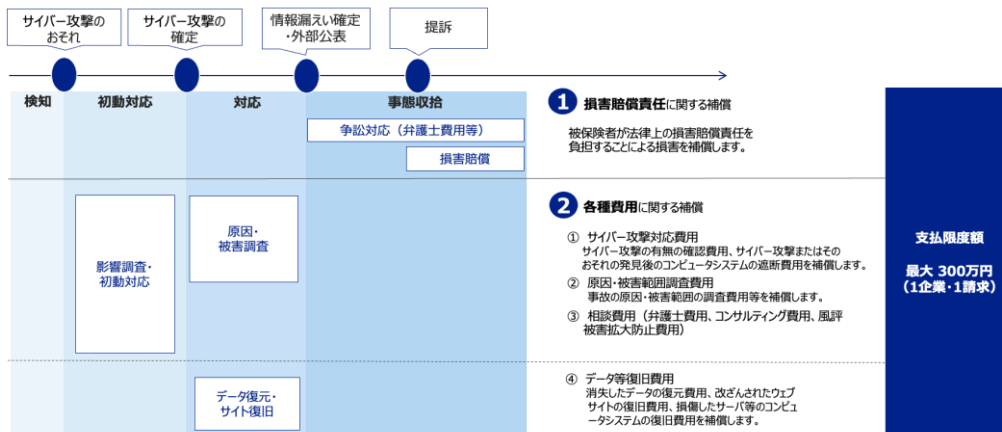
サイバー事故
対応費用に関する補償

SOC in Pocket サービスの導入企業からの情報漏えいや不正アクセス等に起因して一定期間内に生じた不正アクセス等の原因調査費用や弁護士やコンサルティング会社への相談費用等、被保険者が被る損害を補償します。

支払限度額

最大 300万円
(1企業・1請求)

サイバーリスク保険の付帯 ～補償の詳細～



※本サイバーリスク保険の保険期間は●/●から1年間であり、保険期間を通じて支払う保険金の額は、上記支払限度額を限度とします。支払限度額は保険期間毎に適用されますので、更新日をもって支払限度額が復元されます。